

小金井市教育・文化の振興に関する総合的施策の大綱（案）に対する意見及び 検討結果について（概要）

小金井市市民参加条例第15条の規定による小金井市教育・文化の振興に関する総合的
施策の大綱（案）に対する市民提言制度（パブリックコメント）を実施した結果について
下記のとおり公表します。

なお、お寄せいただいた御意見と検討結果については、小金井市ホームページに掲載し
て公表するほか、企画政策課（市役所本庁舎2階）、広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎1
階）、庶務課（同7階）、情報公開コーナー（同6階）、公民館各館、福社会館、婦人会館、
総合体育館、図書館（本館）、保健センター及び東小金井駅開設記念会館で御覧いただけま
す。

記

1 施策の名称 小金井市教育・文化の振興に関する総合的施策の大綱（案）

2 意見の募集方法

(1) 意見募集期間

平成27年8月3日から9月2日まで

(2) 意見提出方法

直接持参、郵送、ファクス又は電子メール

3 意見の提出状況

(1) 提出人数

区 分	直接持参	郵 送	ファクス	電子メール	計
個 人	0人	0人	1人	1人	2人
団 体	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	1人	1人	2人

(2) 延べ意見数

6件

(3) 意見内容の内訳

ア 理念関係 1件

イ 方針関係 2件

ウ その他 3件

4 提出された意見と検討結果

別紙のとおり

5 問合せ先

小金井市企画財政部企画政策課企画政策係

電 話 042-387-9800

F A X 042-387-1224

E-Mail s010199@koganei-shi.jp

小金井市教育・文化の振興に関する総合的施策の大綱（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：平成27年8月3日から9月2日まで

意見提出数：2人・6件

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	理念	<p>この大綱の策定は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたため、またこの法律改正の背景には、いじめの問題や学校が子どもの居場所として安心な場所であるかどうかが問われているからとも聞いています。おりしも、文科省においては、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築についての議論もなされています。</p> <p>それらの趣旨を考えるならば、この大綱の理念もしくは方針の中に、子どもは自らが伸びようとする力をもった存在であり、それを育み、学校や地域が子どもたちの安心な居場所になるような教育・文化環境をめざすという観点が必要だろうと考えます。</p> <p>理念のなかに、たとえば第3項目の「家庭、学校及び地域が」の後に「共生社会の形成に向け手を携え、すべての子どもにとって安心した居場所が保障される教育」というような文言を追加するよう提案します。</p>	<p>大綱（案）の策定に当たっては、小金井市教育委員会で定められている教育目標と基本方針を尊重しました。</p> <p>御意見いただきました文言については、直接の表現はなくとも、すでに小金井市教育委員会において取り組まれている各施策の中で十分に実践されているものと考えております。例えば、全ての市立小中学校では学校、家庭及び地域が連携した教育として、学校と保護者、地域の方々の連携、協働による様々な取組が行われております。その中で、全ての子どもの豊かな学び、多様な学びの実現による魅力ある教育活動や安心して学べる教育環境等の充実に取り組んでおりますので、文言については現行のとおり小金井市教育委員会で定められている教育目標と基本方針を尊重した文言のままとしてほしいと考えます。</p>
2	方針	<p>方針1のはじめに、</p> <p>「子どもは自らが育つ力を持った自分らしく生きる権利をもつ存在であることを、まず大人が正しく理解し」の文言を、追加するよう提案します。</p>	<p>御意見いただきました文言については、直接の表現はなくとも、既に小金井市教育委員会において取り組まれている各施策の中で十分に実践されているものと考えております。例えば、全ての市立小中学校では、保護者、地域の方々等を対象に、道徳授業地区公開講座を開催しております。その中で、道徳授業の参観や教員、保護者、地域の方々による意見交換会等を行い、かけがえのない自分を大切にすることや個性を認め伸ばしていくことなどについて確認し合う機会を設けておりますので、文言については現行のとおり小金井市教育委員会で定められている教育目標と基本方針を尊重した文言のままとしてほしいと考えます。</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
3	方針	方針3の第1項目に、以下の太字「 」を追加するよう提案します。 地域とともに歩み信頼され、「すべての子どもにとって安心した居場所となる」学校づくりの・・・	御意見いただきました文言については、直接の表現はなくとも、既に小金井市教育委員会において取り組まれている各施策の中で十分に実践されているものと考えております。例えば、全ての市立小中学校では学校、家庭及び地域が連携した教育として、学校と保護者、地域の方々の連携、協働による様々な取組が行われております。その中で、全ての子どもの豊かな学び、多様な学びの実現による魅力ある教育活動や安心して学べる教育環境等の充実に取り組んでおりますので、文言については現行のとおり小金井市教育委員会で定められている教育目標と基本方針を尊重した文言のまましたいと思います。
4	その他	此の度の法律改正により、全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置することとあります。 そのために、小金井市としては教育を単に学校教育という視点で捉えるのではなく市民全体の生涯教育として捉え、「生涯教育支援センター機能」を設置し、その内に「総合教育会議」を設置し、各分野（学校教育、社会教育、文化・スポーツ市民活動、地域活動等々）の施策を構築する。	総合教育会議は、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に構すべき施策、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について首長と教育委員会が協議・調整する場として設けられているものです。 一方、御意見にある生涯学習支援センター機能（生涯教育支援センター機能）については、小金井市社会教育委員の会議、小金井市図書館協議会及び小金井市民館運営審議会からいただいている御提言を踏まえた対応が求められているものと認識しています。 生涯学習支援センター機能実現に係る検討に当たりましては、頂戴した御意見も参考とさせていただきます。
5	その他	また、総合教育会議の構成メンバーは、教育委員のみではなく、社会教育、図書館、公民館、市民団体、学識経験者、市民公募等々で構成されるべきである。	総合教育会議の構成については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法律」という。）第1条の4第2項において、地方公共団体の長と教育委員会と規定されております。同条第5項において、必要がある場合には、関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができると規定されておりますので、構成員以外の方の参加についてはこの規定に基づき行っていくものとなります。
6	その他	本来ならば、この大綱を作成するにあたって、行政サイドで作成するのではなく、広く市民に呼び掛けて頂ければ宜しかったのでは…と思います。	大綱は法律第1条の3第1項において、地方公共団体の長が定めると規定されております。また、今回の法律改正では、教育における地域住民の意向をより一層反映させるという観点もありますので、パブリックコメントにより市民の方からの御意見を広くお伺いすることとしました。